

平成19年度 入札監視委員会審議概要

札幌局

開催日及び場所	平成19年 6月 6日(水) 札幌防衛施設局4階会議室	
出席者	阿座上委員長(地域経済研究所理事長) 田口委員(財団理事長) 神谷委員(大学講師) 齋藤委員(弁護士) 杉下委員(公認会計士・税理士)	
審議対象期間	平成19年 1月 1日 ~ 平成19年 3月31日	
審議対象件数	133件	
1 入札状況について(競争参加資格の設定、指名の経緯、落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	総件数 17件	(審議概要) ・契約状況、指名停止状況説明 ・対象件数より抽出した17件 についての説明及び審議
建設工事	一般競争 1件	
	一般競争(政府調達協定対象外) 4件	
	企画競争 1件	
	公募型指名競争 1件	
	指名競争 6件	
	随意契約 1件	
建設コンサルタント業務等	4件	
意見・質問	回答	備考
<p>【指名停止状況説明】 「函館(18)整備場新設建築工事」で指名停止となった業者について、低入札価格調査への協力を要請したが、これに応じなかったとあるが、本来、調査に応じるべきものではないのか。</p> <p>【抽出案件】 ○建設工事 一般競争(政府調達協定対象外) 〔上富良野(18)橋梁整備工事〕 ・配置予定技術者に求める資格で、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格ということで、技術士を記載しているが、これは、どちらかの資格を有していれば良い、ということか。</p>	<p>・本来、調査協力について、入札説明書に記載していることから、協力するのは当然のことであった。しかし、協力に応じなかったため、不誠実な行為として、9ヶ月間の指名停止処分としたものである。</p> <p>・1級土木施工管理技士を持つか、同等以上の資格として技術士の資格でも良いとしている。</p>	

意見・質問	回答	備考
<p>・この工事は1社しか参加していないが入札は成立するのか。</p> <p>・この工事（橋梁）は特別難しい工事とは思えないのだが、なぜ1社しか申請しなかったのか。また、道内には土木一式工事のBランク業者が少ないのか。</p> <p>・競争参加資格の設定が厳しくて申請業者がいなかったのであれば、今後はもっと間口を広げるなどの措置が必要と思われるが、どの様に考えられるか。</p> <p>・今後の入札状況を見ることとしたい。</p> <p>〔丘珠(18)通信局舎シールドルーム整備工事〕</p> <p>・入札を3回まで実施しているが、通常は何回まで行うのか。</p>	<p>・一般競争入札は公告等により広く入札参加者を求めることから、参加者は、競争する意志をもって参加することとなり、1社しかなくても入札は成立するとしている。</p> <p>・この工事は、土木一式工事のBランク又は鋼構造物工事のAランクを対象としており、道内に所在する土木一式工事のBランク業者だけでも平成17年度7月時点で道内468社登録されている。</p> <p>・今回の工事に関しては、土木一式Bランク又は鋼構造物Aランクの業者を対象にするなど、広く入札参加者を求めたところであるが、設計・施工一括方式で、設計提案書の作成を要する労力などから、結果として1社しか参加しなかったと思われる。今後は、競争参加資格を決定する際、条件である同種工事実績及び総合審査数値の設定にあたり、今回の実績を踏まえ、対象となる業者数を考慮したうえで、できる限り多くの入札参加者を求めたい。</p> <p>・入札心得書では原則2回を限度としているが、今回の入札は年度末の入札で、再発注する時間もなく、最低札の価格が予定価格と大きな開きがなかったことから、3回目まで実施した。</p>	

意見・質問	回答	備考
<p>〔襟裳(18)局舎新設建築工事〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札時VE方式とあるが、VE提案した業者はいたのか。 ・この工事も一般競争入札で2社しかいなかったようだが、発注時期に業者も配置予定技術者がいないことも考えられる。今回の委員会を開催する時期(6月)くらいに発注すると案外参加する業者はもっといるのかも知れないが、次回の委員会で傾向がつかめるのではないかと思われる。 <p>〔遠軽(18)隊舎新設等機械工事〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>企画競争</p> <p>〔真駒内(18)整備場シールドルーム整備工事〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画競争入札方式というのは、応募された業者の中から、技術資料を審査し、最上位の業者1社を選ぶというものか。 ・シールドルームというものは、どのような工事内容か。 ・そのシールドルームの中には何か機器を設置するのか。 ・その機器の性能により、シールドルームの性能も決まってくるのだから、設置する機器メーカーしかシールドルームの工事ができないのではないか。 ・シールドルーム整備工事と機器メーカーが同じであれば、随意契約を結ぶべきではなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案はなく、全社(2社)標準案で入札に参加した。 ・1社を選び、秘密保全に関する特約を締結すると同時に、秘の内容が書かれている設計図書を交付し、見積り合せを行い、随意契約を行うものである。 ・整備工場の建物内の1室を、建物の内外の電磁波等の影響を防止するために設ける部屋の整備である。 ・部隊側で機器を設置することとなっている。 ・シールド工事は、性能を確保するため多くの施工方法があるため、公募することで幅広く施工可能な業者を求め競争性をもたせることとして、企画競争入札方式を採用した。 ・公募し、幅広く施工可能な業者を求めることで、競争性を高めることとした。 なお、企画競争入札にあたっては、18年度に、「公共調達 の適正化を図るための措置について(通知)」が本庁から局に通知されており、これに基づき実施した。 	

意見・質問	回答	備考
<p>・現在の契約の状況から考え、直接随意契約という訳にもいかなくなり、公募した業者から1社選ぶ方式を採用することになった事情も理解できる。</p> <p>公募型指名競争 〔奥尻(18)構内線路等通信その他工事〕 ・特になし</p> <p>指名競争 〔滝川(18)整備場新設機械工事〕 ・特になし</p> <p>〔函館(18)整備場新設機械工事〕 ・この工事の落札率が99.38%と高いが、1位不動のものは全体的に落札率が高い傾向なのか。</p> <p>〔函館(18)整備場新設土木工事〕 ・特になし</p> <p>〔東千歳(18)通信所機器移設等通信その他工事〕 ・この工事で、1回目の入札から辞退が多いことは、先程述べたとおり、業者にとって発注時期が悪いのが原因ではないのか。</p> <p>〔真駒内(18)食厨新設電気その他工事〕 ・特になし</p> <p>〔真駒内(18)保管庫新設機械その他工事〕 ・2回目の入札で殆ど辞退して、2社しか残っていないのも、同じように発注時期の問題ではないか。 1回目入札しておいて、2回目辞退するのは、意欲がないのかもしれないが、全体的に共通の問題である。</p> <p>随意契約 〔札幌外(18)宿舍改修ガス工事〕 ・特になし</p> <p>○建設コンサルタント業務等 公募・簡略審査型ポータル方式 〔旭川外(18)設備現場技術業務(その2)〕 ・特になし</p>	<p>・1位不動案件についての落札率の統計はないが、全件数の順位不動案件については、4件あり、全てが90%台となっている。</p> <p>・この工事も年度末に入札したため、技術者の手配がつかなかったことも辞退者が多く出た原因の一つと思われる。</p> <p>・2回目で辞退した業者が多かったのは、1回目の入札額から下げた金額で2回目の入札はできない、と参加業者が判断したものである。</p>	

意見・質問	回答	備考
<p>〔函館(18)建築その他現場技術業務〕 ・特になし</p> <p>指名競争 〔遠軽(18)隊舎新設建築現場技術業務〕 ・この業務は落札率が42.35%と予定価格の半額以下であるが、この業者はこんな安い金額で本当に業務ができるのか。</p> <p>〔遠軽(18)隊舎新設土木現場技術業務〕 ・特になし</p>	<p>・現場技術業務は、その内訳は殆どが人件費を占めており、北見市に会社があり、業務場所の遠軽町とは近く、移動費などの経費も少なくすむことから、この金額で業務可能と考えて応札したものと思われる。</p>	

委員会による意見の具申又は勧告の内容	〔意見の具申等〕 ・特になし	〔回答〕
--------------------	-------------------	------

2 談合疑義案件(内訳明細書の点検結果疑義)の処理状況について

	談合疑義件数	1件	(審議概要) ・入札時に提出された入札参加各社の内訳明細書点検において、疑義のあった1件についての説明及び審議
工	談合情報	－件	
	点検結果疑義	1件	
業	談合情報	－件	
	点検結果疑義	－件	

意見・質問	回答	備考
<p>・2回目の入札で全社辞退で不調となっているが、何が原因なのか。</p> <p>・工事費内訳明細書の点検というのは、開札前に行うのか。</p> <p>・全ての工事で行うのか。</p>	<p>・離島ということもあり、資材運搬費、人件費、滞在費などが嵩むことから、入札金額が条件的に折り合わなかったと考えられる。</p> <p>・開札前に行っている。</p> <p>・全ての工事で点検している。</p>	

意見・質問	回答	備考
<p>・3月27日に入札を行い、不調となっているが、この工事の発注は結局どのようなようになるのか。</p>	<p>・18年度内には再入札の期間が取れなかったことから、予算を次年度に繰り越し、19年度に発注することとした。 入札が不調であったことから、幅広く業者の参加を求めることを目的に、公募型指名競争入札方式を採用して、6月20日開札の予定である。</p>	
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>[意見の具申等] ・特になし</p>	<p>[回答]</p>
<p>3 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）</p>		
<p>審議概要</p>	<p>・一位不動、順位不動、落札率、応札率について説明</p>	
意見・質問	回答	備考
<p>・この分析手法については、書式が決められたものなのか。</p> <p>・応札率とかを分析するのは、どのような目的なのか。また、何か特別な意味があるのか。</p> <p>・これが何年も積み上げていくと、傾向が分かるかもしれないので、今回のデータだけでは、判断出来ない。 これからデータの積み重ねで、何か傾向が解るかもしれないので、続けることが必要と思われる。</p>	<p>・防衛施設庁本庁で定められた手法と書式で全局同じもので整理している。 契約事務支援システムというものが、本庁及び全局に導入されている。それに入札結果のデータを入力して、分析結果の統計資料を出力するようになっている。</p> <p>・入札参加者が、予定価格に対してどの位の割合で応札しているのかを統計・分析するものである。</p>	

4 その他		
審 議 概 要	・指名競争入札の業者選定作業について	
意 見 ・ 質 問	回 答	備 考
<p>・機械的に選定するから辞退する業者も多いのかも知れない。 だから、今後は工事をやりたい業者が応募する、一般競争入札に切り替わっていく流れになるのだろう。 国交省も一般競争入札の基準額を更に下げたのもその様な理由からなんだろうが、一般競争入札が増えると、業者側も役所側も資料作成や審査で業務が大変になるのではないか。</p>	<p>・辞退する理由としては、地域条件や技術適正等を考慮した判断基準により機械的に業者選定を行っていることもあるが、会社の受注状況等で技術者等が不足して辞退されるケースも考えられる。 今後、入札方式が一般競争入札が主流となり、指名競争が減ることが予想される。 また、一般競争入札が増えることで、事務手続、業務処理の増大が予測される。</p>	